

京都家庭裁判所委員会（第21回）議事概要

1 日時

平成25年12月5日（木）午後3時から午後5時まで

2 場所

京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

内田雅子，草地邦晴，河野清孝，惣脇美奈子，刀禰隆司，内藤卓，林隆憲，
藤田信宏（五十音順，敬称略）

（京都家庭裁判所職員）

片岡家事部上席裁判官，谷口少年部上席裁判官，鈴木家事部裁判官，春田首席家庭裁判所調査官，松本家事首席書記官，住野少年首席書記官，福森家事次席書記官，吉川主任書記官，田中事務局長，桑田事務局総務課長，大浦事務局総務課庶務係長

4 テーマ

調停制度について

5 意見交換（ は委員長， は委員。 は裁判所からの説明）

それでは先ほどの吉川主任書記官，次いで鈴木裁判官の説明に対しまして，まず何か御質問がございますでしょうか。

今日の会議自体のことですが，家事審判法というのが今まであって，25年1月から家事事件手続法になったということですよ。そして，ポイントが三つぐらいあるというお話を聞きましたけれども，今回の会議自体はこのポイントについてお話をさせていただくよりも，どちらかというところをきっかけにして，調停手続そのものについてのお話をさせていただいたらよいというふうに思ったらいいわけですか。

そのとおりです。本日のテーマの中心は家事調停ですので，家事調停に関して御質問があればお願いいたします。

そうしましたら，まず純粋な資料とか数字の質問ですが，先ほど裁判官の方から御説明いただいた離婚の統計の数字についてです。この調停離婚とか裁判離婚とかいうふうにしていただいているのは，調停手続を経て離婚に至った件数，裁判手続を経て離婚に至った件数というふうにお聞きしたらよろしいでしょうか。

御指摘とは異なります。調停離婚につきましては，市役所，行政庁で取っている統

計に基づいておりますので、調停で成立した離婚ということになります。すなわち、調停手続において、協議離婚をすることに合意した場合には、市役所では協議離婚で受理されますので、協議離婚でカウントされます。

裁判離婚につきましても、これは判決離婚についての数字です。訴訟手続において和解で終局した場合、あるいは認諾で終局した場合、これにつきましては判決離婚に含まれませんので、ここでいう裁判離婚というのは、裁判所が離婚を命じた場合の数字です。

調停委員の方々っていうのは、本当にすごいお仕事をされているんだなと思って感心したのですが、双方がとても感情的になっている中から話をちゃんと聞いて、問題を整理して、意見を確認して、次に進めるっていうのは、本当にいろんな経験を積んで、人の話をしっかり聞けて、いわゆる人間性っていうのがとても試される仕事だと思います。こういう方々をどういうふうな形で選考されて、どういうふうな基準で選ばれて、あるいは、もしかしたら不適格な方をどんなふうな形で辞めていってもらおうとか、そういうこともあるのかなというのを純粹に思ったりしました。

そのあたり、お答えいただけますでしょうか。

調停委員は、40歳以上という要件がございますが、本当にさまざまな分野から、自薦他薦を問わず応募していただいて、裁判所の方で適格性について書類選考だけではなくて面接選考も経て、最終的に最高裁で任命をするという流れになっています。ですから、一般的には基準というものは抽象的なものでしかございません。ただ、年齢が70歳以上になりますとなれませんので、例えば新人の委員ですと任期が余り短い方では御活躍できない。御活躍をしていただく期間も短うございますから、年齢はある程度見るというところがございます。

それから、新任だけではなくて、2年ごとで再任の手続を踏んでいただきます。その場合でも、当庁は書類だけではなくて面接選考させていただいて、その委員が再任をされた場合に、従前と同じように、あるいはそれ以上に御活躍いただけるかどうかという観点からも選考させていただいております。当然のことですけれども、そういう選考過程で、例えば健康上の問題も含めて、この委員にはちょっと無理をしていただけないなというふうに考えられる場合には御辞退いただく、あるいはお断りをするというケースもあります。

今の点に関連して、実際のところ、今、京都では調停委員が200名ほどいらっしゃ

るということですが、その構成、例えば退職された方、あるいは現に職業に就いておられる方で構成されているのか、あるいはどういう専門分野の方で構成されているのかを教えてくださいとありがたいのですが。

一般的でも結構ですので、どんな職業の方で構成されているのか御紹介いただけますでしょうか。

調停協会ホームページを作っておりまして、民間企業団体の役員や職員、弁護士、大学教授、公認会計士、司法書士、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士が挙げられます。なお、民事調停委員は無職が29.3%であるのに対し、家事調停委員は無職が41.6%であることは、一つの特質かと存じます。それから、弁護士以外の隣接士業である公認会計士、税理士、不動産鑑定士等が16.9%、ついで弁護士が10.5%、会社団体の役員、理事が9.7%で、このあたりが数字の多いところです。

家事調停委員の場合は、男女のペアで構成することが多いので、男性と女性、おおむね半々ぐらいを構成員として目指すことが多かろうと思います。今日は調停委員の方にお越しいただいていますので、何か感想めいたものがあれば、今の話題でいかがでしょうか。

お答えになるかどうかわかりませんが、私の場合は、いわゆる専門家ではなくて一般調停委員、サラリーマン上がりです。離婚経験者ではありませんが、圧倒的に離婚の調停を手がけておりますけれども、やはり調停委員としては、特にこういう離婚、家族関係の問題っていうのは、当事者の感情の整理が大事ですから、そこは基本的にとにかくよく聞いて、その人なりの事情は理解してあげる、そういうスタンスでやっております。裁判所に通ってくるということは、御本人たちが解決する意欲は少なくともあるはずですので、そのうち徐々に感情をおのずから整理されて、それぞれが答えを見つけていく、あるいは見つけていくようにこちらも助言させていただくと、そんな形でやっております。

他に御質問はございますか。

離婚の調停調書などが判決書と同様の効力を果たす場合として、離婚に基づく財産分与、所有権移転に使われる場合があります。その調停調書に記載される、いわゆる住所の部分ですが、不動産登記の実務と現在の家裁の実務にちょっとずれがあるようで、現に住んでいるところが住所だからということで、現に住んでいるところを記載されるというのは理解はできるんですけども、そのあたりについて、例えば法務省

と最高裁ということになるのでしょうか、そのあたりで何らかの調整の上で、現在の実務というか、いわゆる公簿上の住所を記載しない場合の運用について、あるいは家裁の考え方についてお聞かせ願えればと思うんですけども。こういった取り扱いをされてるのかという点です。

不動産登記簿上の住所の関係で、調書との関係をどう考えるかという問題と、一般的にその住所の記載はどうあるべきか、秘匿住所との関係でどうあるべきかと、二つ問題があるように思いますので、そういう点でどなたかいかがでしょうか。

前段の問題で、現住所と登記簿謄本上の住所が違う場合に登記がしにくいということで、例えば遺産分割調停のような場合には、登記簿上の住所どれどれということを書いております。

離婚調停の場合には、現住所を書けば足りると思うので、財産分与の場合には、離婚調停の場合でも要するというお立場の御質問ですね。財産分与の場合に不動産目録等を作りますので、そこで齟齬がある場合には書き入れる場合もあります。

伝統的な登記実務の考え方では、幾ら判決書に不動産の目録があっても、登記簿上の住所が書かれていたとしても、基本的には人の特定の関係で、必ず公簿書類での住所の変更の登記などを入れるというのが原則になっておりまして、裁判所が作っている判決書だから、家裁が作っている調停調書だから登記簿上の住所が書かれているだけで同一人というふうには本来は判断しないんですけども。

それは、不動産登記簿の中で、住所変更等もきちり登記されてない場合にどうフォローするかの問題ですか。

そういった問題が出てきます。以前DV等の関係で、公簿上の住所が出せないとかいうふうなお話しもあったりするんですけども、私がたまたま経験したのは、本籍、氏名、生年月日を記載されているようなケースはあったのです。加えて登記簿上の住所ですね。

御指摘のように、DV等の身体上の危険が及ぶ場合には、あえて真の住所を書かないことは往々にしてあります。そういう場合には、本人との同一性を担保するために本籍地を書いたり、あるいは依頼している代理人弁護士の事務所を書いたりということもあります。

いわゆる免許証などでの本人確認等は、家裁の実務ではなさってるのでしょうか。

第一回目の調停期日が始まる前に必ず本人確認はいたします。免許証等で確認し

ております。

なるほど。

身がわり防止,身がわりの人に来たら困りますので本人確認はします。

何となく登記ができることはあるんですけど,本来的に言いますと,人の特定,同一性の判断ができないままにそういった登記の手続をするというところが,ちょっと歯がゆいところもありますので。

誤解のないようにしていただきたいのですが,調書自体で,その本人であることの特定ができる表示をすべきであるっていう基本原則は変わりません。今,話題に出ますように,本籍,氏名,生年月日で少なくとも最低限の特定はできています。

離婚の調停調書にそういった本人特定事項が書かれていることで,離婚した方がその方だということは特定できていると思うんですけど,いわゆる不動産の所有者,登記簿上に住所氏名が書かれている方と,離婚した方が同一であるっていうことにはならないので,その部分の感覚が,いわゆる実務家と裁判所でちょっと違うのではないかとということなんです。

一応,調停調書を債務名義として,法務局において移転登記手続きができる,給付条項を定める場合につきましては,不動産登記記録上の住所というものを,住所以外に併記する取り扱いを原則として行っております。

今の調停委員の皆様が本当に大変なお仕事をなさっているということは,改めて御説明のとおり認識させていただいたわけですが,これがその社会貢献というところからスタートしておりますと,この家事調停の場合は,特に職業というよりも調停委員の方の資質なり能力なり,これが非常に大きなウエートを占めるのではないかと思います。とりわけ申立人,相手方ともに納得のいく落としどころを求めようとすると,話を聞く能力,これが非常に大事なことになるかと思えます。臨床心理士とか,そういう専門的な方々は求められるはずですけども,実際にそういう方が調停委員として御活躍いただいているのだろうかというようなことを思います。調停協会なるものは,どういう組織で,自薦他薦というふうなお話しもありましたが,そういうところから推薦を受けた方々を,裁判所の方で判断されるとなると,それに十分な,今申し上げましたような能力担保が十分に図られているかどうかについては,ややいかななものかという感じもしないでもないんですけども,そのあたりは裁判所としてはどのようにお考えでしょうか。

臨床心理士とかは心理学的な要素等,心理的な解決をするというのが基本です。しかし,社会的な紛争を解決するのが裁判所ですので,心理的な解決だけでは紛争の解決になりません。臨床心理士とかそういう資格は家事調停委員の要件にはならないという前提で採用選考等をやっておりますので,その点は御理解いただきたいと思います。

調停委員の方々の中には,臨床心理士の資格を持っておられる方もおられます。それから,大学で教育心理学とか臨床心理学を専門に教鞭をとっておられる先生も中にはおられます。数としてはわずかだと思います。ただ,調停委員の皆さんはまさにそういう分野としては素人の方が多いわけですから,最初に任命された後に行う基礎的な研修の中では,当事者から話を聞くときの基本的な姿勢についても研修を行います。まず傾聴ということが非常に大事だと,今の御指摘のとおりだと思います。そういうベースにある話の聞き方について,あるいは非常に感情的に高ぶっている,混乱している,怒りを感じているような当事者から話を聞くときに,どういうことを注意し,どういうところに留意したらいいかというようなことについても,まず研修をいたします。それと同時に,今委員長からもありましたけれど,問題を解決するためにはどういうところを押さえていくことがポイントなのかというような調停運営の基本の研修をいたします。その後,調停実務を行いながら,裁判所が主催する研修,調停協会が主催する自主的な研修というものを年間にしますと10数回行います。必ず全員がそれに参加するわけではございませんので,経験によってこの研修にはこれぐらいの経験の方とか,効果と効率性というものも考えて研修を組み,なるべく多くの方がその何回かに一回は出られるようにとか,そういうことを繰り返しています。その中でも,話の聞き方や調停の進め方について,知識プラス,ロールプレー等も多用して,技能面での維持や向上も常に図っております。

確かによくわかります。裁判所の御努力,つまり任命された方々が,本当にやる気を持って,しかも御自分の能力を高めつつ,御期待に沿えるような形で持っていかれるような,そういうふうな裁判所の御努力というのは非常によくわかるんですけども,単に,その社会貢献というボランティア的な感覚では,なかなかそうしたところまで持ち上げるのには難しい面もあろうかと思ひまして,あえてそういった御質問をしたわけです。

もう一点,ちょっと別の角度で,今日は離婚調停,離婚のテーマでの家事調停の話が

多かったかと思うんですが、これに伴うようなことで、養育費の請求とか、あるいは財産分与、そのほか面会交流も含めてそうなんですけれども、履行確保の御努力と申しますか、履行状況の調査、あるいは勧告、さらには履行命令といったような履行確保についての実態がどのようになっているのか。つまり、権利者からの申し出がない限りは裁判所としては、その後どのようになっているかというようなことまでは関知しないシステムだろうと思うんですが、履行確保については、特に養育費の請求などについては、実際に合意をされたけれどもこのぐらいの割合でなかなか履行が確保できていないといったような様相も含めて、実態をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

裁判所の中で履行勧告制度というものがありますので、いかがでしょうか。

数字を今持ち合わせていないのですけれども、今御指摘のように、履行勧告の中で最も多いのはやはり金銭債務について、つまり家庭裁判所で言えば養育費や婚姻費用の分担、あるいは遺産分割などです。

少し話がそれますが、最近では面会交流について約束をしたのに実現しないというものも徐々に増えております。

割合を申し上げられなくて大変申し訳ないんですけれども、履行勧告の統計は見ればすぐにわかると思うのですが、ただ同じ権利者が繰り返し申し立てている場合もあります。ですから、例えば養育費でこれだけの成立があって、それをずっと一件一件追っていったということはありませんので、件数に対して相対的に何%ぐらいかということはあるかもしれませんが、それが実態をどれぐらい反映しているかというのはちょっとわかりません。

履行勧告、あるいは履行確保の問題は、結局、調停が成立したときにどれぐらい納得して成立したかということが一つの問題と、それから今、社会経済状況がこれぐらい大きく変動していますので、その中で、約束したときには払えたけれども実際は給与がダウンしたり、あるいはカットされたり、もらえないとか、失業したとかいうことで履行できないという当事者も少なからずいます。再調停と申しますか、変更の調停の申し立てをされる場合もあります。履行勧告をどれぐらい裁判所が繰り返し、一つの事案でやるかといいますが、これは事案に応じて異なりますが、通常は、義務者の方に対してまずは一回二回、文書による勧告を行い、電話等で事情の把握を行いながら履行を促すわけなんですけれども、それでなかなか支払いに至らなければ、しかも支払い能力がある

程度あるということがわかっていれば、それは権利者の方に強制執行の申し立てを促したりすることも少なからずあります。実情はそういうところです。

他にいかがでしょうか。

手続法の制定に伴う運用について、二点ほどお伺いしたいと思います。

まず一点は、今回の家事事件手続法の制定に伴いまして、調停においても、文書とか証拠をお出しすると、原則として相手方に送られるということになったかと思えます。非常にこの点悩ましいところもありまして、例えば調停委員にはよくよくわかっていたきたいので、文書でお出ししたいのだけれども、余りにいろんな事実を赤裸々に書き過ぎますと、相手方の感情を逆なでしてしまって、かえって紛争がまとまりにくくなり解決に至りにくくなるんじゃないかということを懸念したりして、なかなか文書を出すときにも悩ましいということがあるかと思えます。この点につきまして、裁判所あるいは調停委員の方で何か工夫して考えておられたり、あるいは運用上はこうしているというようなことがあったり、あるいは以前とこんなふうの実態として変わったみたいなことがありましたら教えていただければというのが一点です。

もう一点が、先ほどのビデオの中でも割と強調されていたかなと思うんですが、要するに相手方にどういうことを伝えましたよといったこと、あるいは今日の期日で何をしましたよということ、それから全体の進行計画の中で、今こういうところにいますよという説明をしましょうというようなことが結構強調されていたかと思うんですね。従前、実は依頼した当事者の方っていうのは、そこがよくわからなくて非常に不安になっていたというか、今私はどこで何をやってるのがよく見えないので不安だという声が非常に多かったように私は思っています。なので、これも手続法の定められたことに伴って、先ほどのようなことを当事者へ言うようにしましょうということではないかと思うのですが、そういうことの徹底といえますか、家庭裁判所としてこういうふうにしましょうということをどれだけ言っているのかとか、あるいは調停委員の中にもこういうふうに行進をやりましょうねみたいなことを徹底して言っているのかとか、意識されているのかとか、そのあたりのところをちょっとお聞かせいただければと思います。

今の点について、いかがでしょうか。

まず一点目の文書や証拠等について、調停委員会あるいは調停委員限りで見ていただきたい、他方当事者には閲覧させないでほしいという要望が当事者からなされる

ことは従前からあるところですが。今回、新法の施行を機に、審判移行した場合に、当事者に開示されてしまう可能性を考慮して、この部分については特に強く広報活動を行っているところですが。具体的に申し上げますと、最終的には裁判官の判断事項となってしまうかもしれませんが、非開示の申し出を希望するという書面のひな形を作っております。これを調停委員会限りにしてもらいたいという文書の表紙につけることによって非開示の希望が明確になされたということになります。それを前提に、最終的にそれを他方当事者の閲覧に供するかどうかにつきましては、調停委員会が相当性があるかどうかを調停段階においては判断するわけですが、その規律につきましては、旧法時代と何ら変わるものではありません。よって、旧法時代もありましたそうした文書、証拠を調停委員会限りにしてほしいという要望については可能な限り配慮することが調停段階においては、新法下においても可能となっております。

次に、委員から二点目に御指摘がございました、全体の進行計画、あるいは次回話すテーマ等につきましても委員御指摘のような批判がかつてあったことはまぎれもない事実であるというふうに認識しております。そうした点も踏まえまして、今回新法施行に伴いまして、当事者から裁判所に対する信頼確保の方策、進行している手続の透明性の確保、こういったものに関しては裁判所としても意識を持って取り組んでいるところです。具体的に申し上げますと、先ほどビデオでもありましたように、当該期日の到達点、あるいは次回以降の進行予定等を当事者双方が立ち会った場面で確認するかどうか、裁判所においても、当事者が当該期日でどこまで進み、次回何を話し合うのか、何を準備すべきかそういったことを記載するための書式、ペーパーを用意しております。当事者はそのペーパーの中で、次回話すテーマというところには、その場で指示を受けたことを記載できるようになりますし、次回持ってくるべきもの、あるいは到達点を記載することができます。

そのペーパーを作ったことにつきましては、二つの意味があります。一つは、当事者自身がそういったものを記載することによって認識できること。もう一つは、そういったペーパーが存在することによって、裁判官も調停委員も、その記載を埋めるには何を確認したらいいのかということが明らかになるので、我々自身も自己点検の意味で役に立つ。こういった二つの側面で期日の進行予定、進行過程についてのペーパーを作成しているところです。

こうしたことを研修等で繰り返し言っていることは、委員も御指摘のとおりです。

今日、机上に配付している家事調停についてと題する書面を御覧いただけますでしょうか。その冒頭のところの第二段落のところに、「当日の成果、対立点、次回期日までの課題、進行予定などを説明します」とありますが、その際の書面を当庁でも準備しております。

ペーパーってというのは。

対立点の内容、次回準備する内容、それから次回期日などがメモできるような定型用紙を作っております。

当事者の方が御自身で記入されるのですか。

基本的には当事者の方に、御本人に書いていただくように調停委員にはお願いしています。

今お配りしたのが、先ほど申し上げました次回期日予定票というものです。このペーパーで三回分記載することができます。三回分記載できることによって、調停が一回目、二回目、三回目とどれくらい進んでいるのかということが当事者あるいは調停委員においても認識できるものです。この予定票自体は記録に編綴するものではなく、当事者に持って帰っていただくものです。連絡先等の記載の他、次回期日、あるいは次回に協議を予定するテーマ、検討準備事項等について書いてあるところです。

ごらんになって、感想はいかがでしょうか。

大変いいことだと思います。

なお、全件渡していない可能性もなくはないと思います。また、その進展度合いによってももちろん変わってくると思いますが、基本的にはこれを行うように運営しております。

これは全国的にやっているのでしょうか。

少なくとも、期日予定票の様式については、新法の施行を機に各家庭裁判所において検討しているところです。当裁判所においてはこのように三回分まとめておりますし、あるいは別の庁においては一回分しか記載はできないけれども、かわりに双方の言い分を対比できるような表になっているであるとか、各庁において工夫を凝らしているところです。

よろしいでしょうか。ちょうど定刻となりましたので、このあたりで終わらせていただこうと思います。これから当裁判所の家事調停の場で、本日の御意見等を反映させて、さらに充実した調停運営を行ってまいりたいと思います。本日は本当にありが

ありがとうございました。